

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第38号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「会計年度任用職員には、」の次に「当該会計年度任用職員が採用された日の属する会計年度の初日において施行されている」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。